

<消費者契約法第10条の第一要件に該当する条項の例示>

問24 消費者契約法第10条の第一要件に例示を追加する必要性はどのようなものですか。

(答)

1. 消費者契約法第10条の第一要件とは、消費者契約の条項が、任意規定<sup>(注1)</sup>と比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する場合を指すものです。

(注1) 任意規定とは、法令中の規定で、当事者が、当該法令の内容と異なる意思表示をすればその規定を排除することができるもののことです。

2. ここでいう任意規定について、最高裁判所は、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれる」と判示しました<sup>(注2)</sup>。しかし、改正前の消費者契約法第10条の文言では、それが必ずしも明らかではありませんでした。そのため、一般的な法理等と比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項を、消費者契約法第10条の第一要件に例示することにより、最高裁判所の判決の趣旨を明らかにすることとしました。

(注2) 最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁。建物の賃貸借契約における更新料条項の有効性が争われた事例において、最高裁判所は上述の一般論を示した上で、更新料条項は消費者契約法第10条の第一要件に該当すると判示しました。賃貸借契約において、特約がなければ、賃借人は更新料を支払う義務を負わないという点については、明文の規定があるわけではなく、一般的な法理等に当たると考えられます。

3. 具体的には、被害実態を踏まえ、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」<sup>(注3)</sup>を例示することとしたものです。

(注3) 例えば、次のような事例が挙げられます。「通販で掃除機を購入したところ、商品の掃除機が届けられた際に健康食品が同封されていた。掃除機の売買契約には、健康食品が不要である旨の電話をしない限り、その健康食品を継続的に購入する契約となるという条項が含まれていた。」

この場合の一般的な法理等は、契約が成立するためには、当事者双方の意思表示がなければならない、というものです。

## 法第10条に該当する契約条項の例示

### 法第10条

#### 第一要件

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定(任意規定)の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する

(※)任意規定 = 当事者が、その内容と異なる意思を表示すれば排除される規定(⇔強行規定)

#### 第二要件

民法第1条第2項に規定する基本原則(信義則)に反して消費者の利益を一方的に害する

【考慮要素の例】当該条項によって消費者が受ける不利益の程度、契約締結時に当該条項の内容を十分に説明されていたか 等

無効

「任意規定には、明文の規定のみならず、  
一般的な法理等も含まれる」  
(最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁)

#### 改正内容

明文の任意規定がなく、  
改正前でも第一要件を満たす条項  
(消費者の不作為をもって当該消費者が  
新たな消費者契約の申込み又はその  
承諾の意思表示をしたものとみなす条項)  
を例示

改正前と同じく

#### 第二要件を満たす条項のみ無効

(無効となると想定される例)

通販で掃除機を購入したところ、掃除機が届けられた際に健康食品が同封されており、不要である旨の電話をしない限り、健康食品を継続的に購入するという契約になっていた。

(無効とならないと想定される例)

雑誌の定期購読契約(月刊誌・1年間)に、期間満了までに継続しない旨の連絡をしない限り、同じ条件で1年間定期購読が延長になるという自動更新条項が含まれていた。契約締結時にその旨の説明も受けていた。